

□
□
81

□
□
□
□
□

□
□
□
□
□
□

81
88
88

7
87
□

86
87
86

□
81
□

8
□
88

□
88
88

□
□
81

第5条 年金たる恩給を受ける者が死亡し、又は恩給を受ける権利を失つた場合において、恩給を受けるべき順位者がいないときは、恩給証書を占有する者は、速かに企業長にこれを返還しなければならない。

2 前項の場合において、亡失その他の理由により恩給証書を返還することができないときは、速かにその旨を企業長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

(恩給権者の身上と異動等)

第6条 年金たる恩給を受ける者が、次の各号の一に該当するときはこれを証する書類を添えて直ちに企業長に届け出なければならない。

(1) 本籍、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 改印したとき。

(3) 退隠料を受ける者が再就職したとき。

2 氏名を変更したとき、又は退隠料を受ける者が再就職したときは恩給証書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

(職権調査)

第7条 企業長は、必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行うことができる。

(1) 退隠料又は遺族扶助料の受給者の身分関係の変動

(2) 遺族である夫又は成年の子が、不具廃疾で生活資料を得る途がない事情の継続の存否

(3) 条例第31条第2項又は第39条第3項による加給を受ける者の加給の原因となる人員の変動

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号、昭和49年規則第6号〕

第8条 恩給支給については、企業長は、この規則に定めるものの外必要と認める書類を提出せしめることができる。

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

第2章 恩給の請求

(恩給の請求)

第9条 すべて恩給の給与は、これを受けることができる者の請求をまつてこれを行う。

2 前項の場合において、これを請求する者が、条例第4条第4項に規定する総代者であるときは、この規則に掲げる書類の外、次の書類を添付しなければならない。但し、この規則において掲げる書類と重複するとき又は連記することができるときは、これを省略することができる。

- (1) 恩給を受けようとする者全員連署の総代者選任届
- (2) 恩給を受けようとする者の戸籍謄本（吏員の死亡の時以後の恩給を受けようとする者の身分関係を明らかにすることができるもの）
- (3) 恩給を受けようとする者が吏員の死亡当時これにより生計を共にしたことを証するに足る書類
（退隠料の請求）

第10条 退隠料を受けようとするときは、様式第7の退隠料請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在職中の履歴書
- (2) 戸籍抄本（吏員の退職後において作製されたもの）
- (3) 印鑑証明書
（公務傷病による恩給の請求）

第11条 公務傷病による増加退隠料又は傷病年金を受けようとするときは、様式第8の増加退隠料請求書又は様式第9の傷病年金請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 傷痕又は疾病が公務に起因したことを証する書類
 - (2) 傷痕又は疾病が条例第25条第2項又は第3項に規定する程度に達していることを証する診断書
 - (3) 条例第31条第2項の規定による扶養加給を受けるべき場合においては、その加給の原因となる者に関する戸籍謄本（吏員の退職当時のその者の身分関係を明らかにすることができるもの。）及びその者が吏員の退職当時から引き続きこれにより生計を維持し又はこれと生計を共にするものであることを証するに足る書類
- 2 条例第23条第2項及び第3項又は第24条第2項の規定により増加退隠料又は傷病年金を請求するときは、様式第10の公務傷病による恩給請求書に前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一部改正〔昭和49年規則第6号〕

（恩給の改定による請求）

第12条 恩給を改定する場合において、前に恩給証書を受けたことがあるときは、前2条に掲げる書類の外、その恩給証書を添付しなければならない。

（退隠料停止排除の請求）

第13条 条例第22条第2項の規定の適用を受けようとする者は、傷痕又は疾病が条例第25条第2項又は第3項に規定する程度に達していることを証する診断書を添付しなければならない。

- 2 条例第22条第3項の規定により同条第2項に定める期間の延長を請求しようとする者は、様式第11の若年停止排除期間延長請求書に前項に規定する診断書及び退隠

料証書を添付しなければならない。

(妻又は扶養家族加給の増減)

第14条 条例第31条第2項の規定による加給を受ける者は、その加給の原因となる者の員数が増減したときは、速かに様式第12の恩給額改定請求書を提出しなければならない。

2 前項の場合において、加給の原因となる者の員数が増加した場合には、恩給証書及び戸籍謄本(加給の原因となる者の員数の増加を明らかにすることができるもの。)並びに加給の原因となる者が、恩給を受ける者により生計を維持し又はこれと生計を共にするに至つたことを証するに足る書類を添付しなければならない。

一部改正〔昭和49年規則第6号〕

(第1次の遺族扶助料の請求)

第15条 条例第32条第1号の規定により第1次に遺族扶助料を請求することができる者が、遺族扶助料を請求する場合においては、様式第13の遺族扶助料請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 吏員の在職中の履歴書
- (2) 死亡した吏員及び請求者の戸籍謄本(吏員の死亡の時以後の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの)
- (3) 請求者の印鑑証明書
- (4) 請求者の身分証明書
- (5) 請求者が吏員の死亡当時これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしたことを証するに足る書類

第16条 条例第32条第2号の規定により第1次に遺族扶助料を請求することができる者が、遺族扶助料を請求する場合においては、様式第13の遺族扶助料請求書に、恩給証書及び前条第1項第2号乃至第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

(公務傷病に因る遺族扶助料の請求)

第17条 前2条の場合において、吏員の死亡が公務に因る傷疾疾病に起因するとき、前2条の規定によるの外次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第11条第1項第1号に定める書類
- (2) 条例第39条第3項の規定により扶養遺族加給を受けるべき場合には、扶養遺族に関する戸籍謄本(吏員の死亡当時の扶養遺族の身分関係を明らかにすることができるもの。)及び加給の原因となる遺族が吏員の死亡当時から引き続きこれにより生計を維持し又はこれと生計を共にしていたことを証するに足る書類

第18条 条例第32条各号の規定により第2次以下において遺族扶助料を請求することができる者が、遺族扶助料を請求する場合においては、様式第13の遺族扶助料請求

書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 前遺族扶助料権者が遺族扶助料を受ける権利を失つたことを証する書類
- (2) 前遺族扶助料権者の遺族扶助料証書
- (3) 請求者の戸籍謄本（吏員死亡の時以後の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）
- (4) 請求者の印鑑証明書
- (5) 請求者の身分証明書
- (6) 請求者が吏員の死亡当時これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしていたことを証するに足る書類

2 前項の場合において、前遺族扶助料権者が未だ遺族扶助料の裁定を経ていないときは、前項第1号の書類及び前遺族扶助料権者が遺族扶助料を請求する場合に添付することを要する書類を添付しなければならない。

第19条 遺族扶助料を受ける総代者が失権した場合において、なおこれと同順位の受給権者が2人以上あるときは、前条に定める書類の外第9条第2項第1号に掲げる書類を提出しなければならない。

（扶養遺族加給の増減）

第20条 条例第39条第3項の規定により扶養遺族加給を受ける場合において、その加給の原因となる遺族の員数が増減したときは、第14条の規定を準用する。

（夫、成年の子の遺族扶助料の請求）

第21条 条例第33条に規定する遺族扶助料を請求する場合においては、前6条の規定による外、不具廃疾を証する医師の診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市区町村長の証明書を添付しなければならない。

（遺族扶助料転給の請求）

第22条 条例第38条の規定により遺族扶助料の転給を請求する者は、様式第14の遺族扶助料停止兼転給請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 転給の事由を証するに足る書類
- (2) 第18条第2号乃至第6号に掲げる書類

（退職一時金及び死亡一時金の請求）

第23条 退職一時金を受けようとする者は、様式第15の退職一時金請求書に在職中の履歴書を添付しなければならない。

2 条例第41条第1項の死亡一時金を受けようとする者は、様式第16の死亡一時金請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 吏員の在職中の履歴書
- (2) 請求者の戸籍謄本（吏員の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることが

できるもの。)

- (3) 請求者が吏員の死亡の当時これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしていたことを証するに足る書類

第24条 条例第39条第2項の規定により打切遺族扶助料を受けようとする者は、様式第17の打切遺族扶助料請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不具廃疾を証する診断書
- (2) 生活資料を得る途がなく、且つ、これを扶養する者がいないことを証する市区町村長の証明書
- (3) 請求者の戸籍謄本（吏員死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。）
- (4) 吏員が既に退隠料の裁定を経ているときは、その退隠料証書
- (5) 吏員が未だ退隠料の裁定を経ないときは、吏員の在職中の履歴書（遺族又は相続人の恩給請求）

第25条 条例第10条の規定により恩給を請求する者は、恩給の請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡して恩給権者が恩給の請求をするならば、添付することを要すべき書類
- (2) 請求者の戸籍謄本（死亡した恩給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができるもの。）
- (3) 請求者が遺族であるときは、請求者が吏員の死亡当時これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしていたことを証するに足る書類。但し、請求者が同時に遺族扶助料を請求することはこの限りでない。
- (4) 請求者が遺族以外の相続人である場合においては、相続人であることを証するに足る書類。但し、第2号の戸籍謄本により相続人たることが明らかであるときは、この限りでない。

2項削除〔平成17年規則第2号〕

（失権事由等の通知）

第26条 恩給を受ける権利を有する者が、条例第20条第1項、第22条第1項第2号、第31条第4項、第36条、第37条第1項及び第2項の規定に該当するに至つたときは、本人又はその遺族若しくはその縁故者から速かにその旨を企業長に通知しなければならない。

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

（恩給停止の解除請求）

第27条 退隠料又は遺族扶助料を受ける者が、条例第22条第1項第1号乃至第3号、第31条第4項、第37条第1項及び第2項に規定する事由が止んだときは、その事実を証するに足る書類を添付して支給の請求をしなければならない。

第3章 恩給の支給

(年金たる恩給給与の支給)

第28条 年金たる恩給は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期において各々その前月分までのものを支給する。但し、死亡、受給権の喪失又は停止のときは、その都度これを支給する。

(戸籍抄本等の提出)

第29条 毎年4月において給すべき年金たる恩給を受けようとする者は、その年の3月1日以降の日付のある戸籍抄本及び身分証明書を企業長に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則第2号、令和元年規則第4号〕

2 条例第31条第2項又は第39条第3項の規定により加給を受ける受給者については、前項に掲げる書類の外加給を受けるべき人員の員数を証する書類を提出しなければならない。

3 遺族たる夫又は成年の子が不具廃疾にして生活資料を得る途のないことを条件として遺族扶助料を給せられるときは、その者については第1項に掲げる書類の外、その事実の存続を証する書類を提出しなければならない。

一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

附 則

(施行及び適用の期日)

第30条 この規則は、発布の日からこれを施行し、条例適用の日からこれを適用する。

附 則 (昭和37年9月28日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和37年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により管理者がした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づいて、庁長のした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により管理者に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づいて、庁長に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和42年4月1日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行前にした、それぞれの規定による手続、その他の行為は、改正後の規定によるものとみなす。

附 則 (昭和49年3月30日規則第6号)

- 1 この規則は、昭和49年3月30日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、既に調整済の様式による用紙については、この規則にかかわらず当分の間従前の用紙を使用することができる。

附 則 (平成17年8月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

第 号

退 隠 料 証 書

元職名

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日退職

退隠料年額

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

阪神水道企業団恩給条例により退隠料を受けることを認め上記の金額を給する。

昭和 年 月 日

阪神水道企業団企業長名 印

様式第 2 号 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

第 号

増 加 退 隠 料 証 書

元職名

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日退職

増加退隠料年額

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

阪神水道企業団恩給条例により増加退隠料を受けることを認め(5年間)終身上記の金額を給する。

昭和 年 月 日

阪神水道企業団企業長名 印

様式第3 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

第 号

傷 病 年 金 証 書

元職名

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日退職

傷病年金年額

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

阪神水道企業団恩給条例により傷病年金を受けることを認め^(5年間)_(終身)上記の金額を給する。

昭和 年 月 日

阪神水道企業団企業長名

印

様式第4 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

第 号

遺 族 扶 助 料 証 書

元職名 (故氏名) 遺族

(続柄) 氏 名

年 月 日生

遺族扶助料年額

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

支給期間 (自 年 月)

(終 身)

阪神水道企業団恩給条例により遺族扶助料を受けることを認め上記の金額を給する。

昭和 年 月 日

阪神水道企業団企業長名

印

様式第 5 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

第 号

一 時 金 裁 定 通 知 書

元職名 (故氏名) 遺族
(続柄) 氏 名
年 月 日生

一時金 (退職死亡)

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

阪神水道企業団恩給条例により (退職死亡) 一時金を受けることを認め上記の金額を
給する。

昭和 年 月 日

阪神水道企業団企業長名 印

様式第 6 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

恩給証書 再交付申請書
裁定通知書

- 1、恩給証書 番号
- 2、恩給証書の種類
- 3、恩給金額
- 4、亡失又は毀損した事由

上記の恩給証書を亡失しましたので再交付下さるよう申請いたします。
裁定通知書を毀損

昭和 年 月 日

退職当時の職氏名 (及び吏員との続柄)
現住所 ^{フリ}氏 ^{ガナ}名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第7 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

退 隠 料 請 求 書

昭和 年 月 日退職しましたので退隠料証書を交付下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

退職当時の職名

本 籍

現住所

昭和 年 月 日

請求者

フリ
氏

ザナ
名

印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第8 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

増 加 退 隠 料 請 求 書

昭和 年 月 日公務による傷痕疾病により退職しましたので増加退隠料を給与下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

退職当時の職名

本 籍

現住所

昭和 年 月 日

請求者

フリ
氏

ザナ
名

印

阪神水道企業団企業長 殿

履 歴 書

本 籍

現 住 所

元職名 氏 名

年 月 日生

年 月 日 何々に任ぜらる

年 月 日 何々に任ぜらる

年 月 日 公務のため傷痕疾病 (傷病名) を受け不具廢疾となる

年 月 日 退 職

この在職年月 何年何月

退職当時の俸給月額

様式第 9 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

傷 病 年 金 請 求 書

昭和 年 月 日公務による^傷病_{疾病}により退職しましたので傷病年金を給与
下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

退職当時の職名

本 籍

現住所

昭和 年 月 日

請求者

^{フリ}
氏

^{ガナ}
名 印

阪神水道企業団企業長 殿

履 歴 書

本 籍

現 住 所

元職名 氏 名

年 月 日生

年 月 日 何々に任ぜらる

年 月 日 何々に任ぜらる

年 月 日 公務のため^傷病_{疾病} (傷病名) を受ける

年 月 日 退 職

この 在 職 年 月 何年何月

退職当時俸給月額

様式第10 一部改正〔昭和37年規則第 3 号、昭和42年規則第 4 号〕

公 務 傷 病 に 因 る 恩 給 請 求 書

昭和 年 月 日退職しましたところ^傷病_{疾病}が爾後重症に赴きまし
たので公務傷病に因る恩給を^{給与}_{改定}下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

退職当時の職名

本 籍

現 住 所

昭和 年 月 日

^{フリ}
氏

^{ガナ}
名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第11 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

若年停止排除期間延長請求書

証書番号

退隠料年額

昭和 年 月以降公務に起因しない^{傷痕}疾病のため若年停止を排除せられていま
したが未だ回復しないので若年停止排除期間を延長下さるよう関係書類を添えて請
求いたします。

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

請 求 者 ^{フリ}氏

^{カナ}名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第12 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号、昭和49年規則第6号〕

恩給額改定請求書

恩給証書番号

恩給年額

上記の恩給を受給中のところ下記の通り加給員数が^{増加}_{減少}しましたので年額を改定
下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

加給原因者氏名	本人との続柄	増減の理由

本 籍

現 住 所

請 求 者 ^{フリ}氏

^{カナ}名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第13 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

遺 族 扶 助 料 請 求 書

吏員又は退隠料受給者 職 氏 名

上記の者 年 月 日死亡しましたので遺族扶助料を給与下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

吏員又は退隠料受給者との続柄 フリ 氏 名 印

阪神水道企業団企業長 殿

記

故何某が受けた退隠料年額（条例第32条第2号の場合）

何某死亡年月日

何某就職年月日職名（条例第32条第1号の場合）

何某の在職中死亡年月日（公務のため傷病を受け又は疾病に罹り死亡したものはその旨を記載のこと）

何某の在職年月

何某の退職又は死亡当時の俸給月額

様式第14 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

遺 族 扶 助 料 停 止 兼 転 給 請 求 書

停止されるべき遺族扶助料権者

氏 名

上記の者 犯 罪 (所在不明) に因る遺族扶助料停止期間中遺族扶助料を転給下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

故元職氏名 続柄 フリ 氏 名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第15 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

退職一時金請求書

年 月 日退職しましたので退職一時金を給与下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

退職当時の職名

本 籍

現 住 所

フリ
氏

ガナ
名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第16 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

死亡一時金請求書

死亡当時の職名

氏 名

上記の者 年 月 日死亡しましたので死亡一時金を給与下さるよう関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

吏員との関係 氏

名 印

阪神水道企業団企業長 殿

様式第17 一部改正〔昭和37年規則第3号、昭和42年規則第4号〕

打 切 遺 族 扶 助 料 請 求 書

退職又は死亡当時の職名

氏 名

上記の者 年 月 日死亡しましたので打切遺族扶助料を給与下さるよう
関係書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

吏員との関係 氏 名 印

阪神水道企業団企業長 殿